

現代学生気質と法学教育

岡上雅美

人文社会科学研究所助教

1. 平成の司法「大」改革に翻弄される法学教育

司法制度改革審議会が21世紀における新しい司法制度改革を提案する報告書を提出したのは、2001年6月のことであった（これは崇高な内容をもった、一読に値する文書だと思う。2005年3月末現在、<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html>において入手できる）。その内容は順次法制化されており、例えば身近なところでは、裁判員制度が2009年5月までに始まることとなっている。これらの改革は、司法を「国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある」ものにし、従来、利用されてきたような「裁判外」での紛争解決方法、例えば、泣き寝入り、お役人や警察などの行政機関による介入、あるいは、怪しげな人も含めた「有力者」の口利きによる解決に代えて、法の支配による解決をめざそうとするものだ。我々一般人の生活

にも大きな影響を与えることになる。そして、「日本版ロースクール構想」が全国の法律専門教育のあり方を大きく変えることとなった。私が学生だったころ、司法試験は年に500人しか合格できない、合格率わずか2~3パーセントの狭き門であった。しかし、この人数では、司法を国民に近づけることなどできないのは明らかである。そこで、将来、司法試験の合格者は年3,000人が予定されることとなり、そのための法曹養成の一環が、一般には2004年春から始まった法科大学院による教育である（筑波大学法科大学院は秋葉原地区で2005年4月に開校した）。

「世の中は、法律家を求めている！」これが、大いなる幻想にすぎないのかどうかは、そしてまた、世の中の法律系学部に吹き荒れているロースクール熱の功罪は、最初の新司法試験が行われる平成18年を経て、追々明らかになっていくことであろうと思

われるが、文系でありながら、きちんと資格を狙える「法律学」に興味をもつ受験生・学生が増えているという現象も著しい。

さて、ここでのテーマである学類教育に戻ろう。上で述べた社会の動きは、大学院レヴェルにとどまらず、学類教育と決して無縁ではない。またさらに、法律教育でも、筑波大学特有の事情もある。以下では、今、法律科目の教育現場で何が起きているかを記してみようと思う。

2. 刑法という科目

「しかし、学生というものは…」は永遠の嘆きであり、私が学生のころと変わらない、本質のようなものもあるようである。大学受験生の間での法学部系人気についてはすでに触れた。しかし、だからといって入学してきた学生が、つねに高い志をもち、法律の勉学に励むようになったか…というと、必ずしもそうだとばかりはいえないようだ。いわゆる「楽勝科目」の言葉は、学生の会話の中で今もなお健在であるし、試験の話にでもなれば、「ヤマがあたった」とか、1つ1つの試験が乗り切れれば十分にラッキーとも思っているらしい。学生の中に、本当の実力をつけたいと思っているのかを真剣に疑わせるような行動パターンが見られることも確かである。いくつかのエピソードを挙げてみよう。

私が担当する刑法は、法律学の中でも専門基礎科目に属する。すべての犯罪について共通する成立要件などを扱う「刑法総論」は、1年生の選択必修科目であり、他方、殺人罪、窃盗罪etc.といった個別の犯罪に特有の成立要件は「刑法各論」に属し、これは原則として2年次の配当科目である。

「刑法総論」は、私が学生のころは1年生ではなく2年生の配当科目であったが、一時、初年度教育の充実という名目のもと、これを1年生の科目へと組み入れるのがトレンドとなった。現在の筑波大学の制度は、そのようになっている。しかし、「違法性とは何か」「なぜ人が人を処罰するのか」のような、哲学または人生観にもかかわる大問題を、そして刑法の特色である高度の論理性を、ついこの前まで高校生だった1年生に理解させるのは、実は容易なことではない。それに加えて、これまでの「ゆとり教育」の弊害は、やはり厳然として存在するようだ。とくに刑法は「処罰するための法律」というよりも、刑罰権を権力者の好き勝手に行使させないためのルールという側面が強いのだが、これは「刑罰」という道具を使った専制者の圧政という世界史・日本史を知らなければ、本当の意味を理解できない。ナチス・ドイツが刑法を使って何をしたのかを知らなければ、刑罰権濫用の怖さは判らない。つまらない結論ではある

が、結局、常識人がいい法律家になることができると思う。しかし、最近は大学教育で、本来、高校までで習うはずの「常識」を説かなければならないことも多くなった。

昨年しんねんの春に私は他大学から移籍してきたために、第1学期は、私にとって筑波大学における文字通りの「第1学期」であったが、確かに学生の側の緊張感もあったのだろう、試験の成績はおおむね良いといえるものであった。さすが筑波の学生！と思ったのもつかの間、学生の中に「刑法の先生は優しい（あるいは刑法は易しい）」という噂がたったのだそうだ。第2学期には、ノートも取らず、私の顔をニコニコして見ているだけの学生が増えた。その結果、期末試験で私は5割強の学生にD評価をつけるはめになった。今度は一転して、「刑法の先生は厳しい」ということになったらしい（普通に勉強してくればいだけなのに）。一度D評価がついたとしても挽回できるよう、私は教壇の上から、このように約束した。3回の期末試験のうち、良い方から2回分の結果で成績評価する、と。少なからずの学生は、諦めることなく第3学期には再び良い結果を出せたと思う。しかし他方で、途中で理解不能となり授業を放棄してしまった学生も少なくない。実は想定外であったのは、私の先の約束から、第1・2学期に連続してAをとった学生の一部が、すでに総合

評価ではAが確定したため、第3学期に真剣に勉強することは無駄だと考えたのか、ほぼ白紙に近い答案や明らかに手を抜いた答案が見られたということである。このような学生のモラルの低さを嘆いても始まらない。確かに、成績表を良い評価で埋める目的からは「省エネ勉強法」とでも呼ぶべき態度が出てきても不思議ではなかった。「契約は守られなければならない」という法律学の大原則に従い、私は、第3学期の試験結果が0点に近い学生にA評価をしなければならぬことになった。すべての学生が刑法を好きで学んでいるわけではないと思知らされた気分であった。

3. 学生の能力を引き出すために

それでも、筑波の学生がもつ本来的な能力は決して侮るべきものではなく、感心させられることもたびたびである。例えば、ゼミでは、司法試験並みの事例問題を2週間前に配布して、それを報告してもらい、討論する形をとった。レポーターとは事前に綿密に打合せをすることになっているのだが、打合せ時までに完璧な準備をしてくる者もいれば、準備不十分で何度もダメ出しを繰り返した者もあり、その辺りはさまざまだったが、決して簡単ではない、時には学者の間でも意見の割れるような事例を「刑法的」に解決しようと、ゼミ当日までに

は例外なく帳尻を合わせてきた。全員での討論でも、私がまず要望したことは、「立派な意見を評価するのではなく、とにかく口数が多いことを評価するので、どんなに自信のない意見でも、とりあえず口に出してみること」である。法律学は説得の学問なのだから、どんなに立派な意見を胸に秘めていたとしても、相手を説得し表現する術をもたない、表現下手の法律家は役に立たない。何よりも、学生に法律の議論の面白さ、場合によっては「屁理屈」の面白さをわかってもらいたいという気持ちからである。法律論をこね回しているうちに、完璧な論理を使って、恐ろしく奇妙な結論に達することがある。しかし、法律家は（正確には、法律研究者は）、結論の正しさより、美しい論理的一貫性を競うこともある。これもまた楽しさである。しばらくすると、一種のビギナーズ・ラックなのかもしれないが、時折、学生離れした、学者顔負けの新説が出てくることがある。また、4月にはまともに話せなかった学生が、法律用語を自在に駆使した立派な立論をすることもある。このような瞬間に出くわしたときに味わう達成感は何物にも代え難い。教員とは、学生次第で木にも登るところがある人種だと思ふ。授業であれゼミであれ、こちらがきちんと向き合えば、それに応えてくれる学生は必ずいるものである。

4. 社会から求められる法律家へ—今後の課題

以上、筑波の現代学生気質を大雑把に言えば「不断的努力はキライだが、ヤル気になればそこそこできる」とでもなるだろうか。あるいは、ヤル気になったときの自分の力を（根拠もなく？）信じているフシもある。

最後に、私自身の課題としていくつかのことを挙げておきたい。1つは、現在のシステムでは、通常の授業の中で学生を褒めることのできる機会が乏しいということである（卓越した業績を出した学生の表彰制度をいつているのではない）。とくに大教室での授業では、おまけの80点でも満点に近い点でも、同じA評価になってしまう。努力をきちんと評価していることを何とかして伝えたいということがある。現在の勉強方法で正しいということが判れば、自信にもつながろう。第2には、学類時代には、まさに受験技術以外のものに視野を広げてもらいたいのだが、それを積極的に促すことである。法律家を目指すわけではない学生にも、将来、法律家になりたい学生にも。法科大学院では、確かに司法試験に受かることが目標となり、試験に動機づけられる。しかし、司法試験合格は最終目的ではなく、合格後、魅力ある法曹になれるかが勝負である。受験勉強や国内の法律にしか目を向

けてこなかった法律家が入々から信頼されるだろうか。1つの選択肢として、学生には海外留学を是非とも経験してもらいたいと思う。是非、「人間」を学んでもらいたいのである。

現在、他大学の中には、法科大学院にマンパワーを集めた結果、学部教育が骨抜きになってしまった大学もあると聞く。この点、筑波大学社会学類は、社会人のみを対象とした法科大学院とは独立した組織であり、従前通りの法学教育ができるという強みがある。可能性のある学生の要望に応えられる地力をもった学類教育でなければならないと切に願う。

(おかうえ まさみ/社会科学)